平成２３年（フ）第１１３号
釧路市桜ケ岡６丁目16番26号
債務者　仲田　　実
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３号
川崎市川崎区小田栄１丁目７番２号　畑荘203
債務者　羽鳥るみ子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
愛知県豊田市若林東町赤池56番地100　波止場荘３号、旧住所愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地65棟106号
債務者　橋口　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
北海道旭川市北門町13丁目2145番地の102　川井マンション201号
債務者　長勢　健博
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１８号
北海道旭川市忠和７条５丁目２番16号
債務者　福嶋有紀子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３８号
北海道旭川市東６条４丁目１番５号　カルム６・４―203号室
債務者　佐藤　央招
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１号
栃木県小山市大字横倉472番地15
債務者　倉嶋まさ子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１７号
石川県七尾市石崎町香島１丁目78番地１
債務者　榎木田道春
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第９７号
愛知県豊橋市牧野町182番地の１
債務者　丹羽　直美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０３号
愛知県豊川市御油町欠下１番地の３
債務者　柴田　時江
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０５号
愛知県豊橋市南瓦町93番地、住民票上の住所　愛知県豊橋市南瓦町70番地
債務者　川合　孝昌
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２３号
大分県宇佐市大字辛島96番地の２
債務者　浦野　博一
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午前11時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
釧路市愛国西１丁目14番３号
債務者　田中百合子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
秋田県大仙市豊川字手車30番地
債務者　伊藤　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第９４８号
岡山市東区南古都92―１　プロムナードＢ103、住民票上の住所岡山市東区南古都468番地　ヒカリマンション201
債務者　佐藤矢須代（旧姓末廣・田中）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部